

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務の委託先を適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 事業名

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務

(2) 事業の目的

幡多地域の自然や風土・文化を生かした体験プログラムや四季折々の美しい風景・光景・情景、スポーツツーリズムを映像化し、国内外に向けて発信することで、幡多地域の認知度向上のみならず、幡多地域に「関心を持った」層を幡多地域に「行きたい」層へと観光行動を促し、観光誘客の促進を図ることを目的とします。

(3) 事業の内容

幡多広域観光協議会が取り扱う体験商品（以下「はた旅体験商品」という。）や幡多地域の自然や風景・情景、スポーツツーリズム関連映像に関する動画制作（企画・構成、撮影、編集）を行います。

具体的な事業内容は、別途定める「幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務仕様書」のとおりです。

(4) 事業の展開

制作した動画は、幡多広域観光協議会のホームページ、道の駅等のデジタルサイネージ、インターネット動画サイト、幡多地域を紹介するテレビ番組等で使用します。

(5) 委託期間（予定）

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

3 見積限度額

7,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、翌年度以降の委託金額として、5,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限に継続して事業を予定しています。なお、これは来年度以降の事業実施の確約を行うものではないため、予算の都合により、来年度以降に対応できない場合があることに留意すること

4 審査委員会の設置

別途定める「幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務プロポーザル審査委員会設

置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

5 企画提案者の募集

上記2の委託業務の委託先を決定するため、企画提案者の募集を行うこととしますが、その方法はこの実施要領に基づいて行います。

具体的には、以下に記載する日程及び申込方法を参照すること

6 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

7 資格要件

参加者の資格要件は、映像制作に専門的なノウハウを持つ事業者で、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (2) 自治体のPRに関する映像制作に関わる業務実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 参加申し込み時点で「高知県物品購入等関係者指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止処分を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと
- (6) 国税、都道府県税、市町村民税を滞納していないこと

8 説明会

・開催日時 平成27年9月25日(金)15時00分

・開催場所 幡多広域観光協議会(四万十市右山383-15)

※説明会に参加を希望する事業者は、平成27年9月24日(木)15時までに別紙様式-①をFAXで送信すること

※1事業者1名まで参加可能

※説明会に参加しなくても、本プロポーザルへの参加は可能

9 質疑と回答

質疑は、別紙様式-②により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けません。質疑と回答の内容は、平成27年10月1日(木)までに幡多広域観光協議会ホームページに掲載します。

・受付期限 平成27年9月29日(火)17時30分必着

・提出方法 FAX(電話で着信を確認してください)

10 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は、別紙様式-③により、以下の提出期限、提出方法により行うこと。なお、資格要件の審査は、企画提案書の書類と一緒に提出することとし、その際に合わせて審査をします。

- ・提出期限 平成 27 年 10 月 2 日（金）17 時 30 分必着
- ・提出方法 F A X（電話で着信を確認してください）

11 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と当協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

なお、今年度の委託事業は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分を活用して行います。現在、県及び幡多 6 市町村で申請中ですが、国の交付金が採択とならなかった場合又は県・6 市町村で、関連予算案が否決された場合は、プロポーザル及び事業実施は中止することとなります。

今回の候補者選定にかかった費用に関しては、各事業所負担となりますので、ご了承ください。

12 企画提案書等の作成

別途定める「幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとします。

13 審査

別途定める「幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務プロポーザル審査要領」とおりです。

14 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。

15 日程（予定）

平成 27 年 9 月 25 日（金）説明会
9 月 29 日（火）質疑受付の締切
10 月 2 日（金）企画提案参加申込の提出期限
10 月 9 日（金）企画提案書の提出期限
10 月 14 日（水）プレゼンテーション
10 月中旬 審査結果の通知、委託内容の協議等
10 月中 委託契約の締結

16 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る。）します。

- ・ 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。

17 問い合わせ先

〒787-0015 高知県四万十市右山 383-15

一般社団法人幡多広域観光協議会 担当者：江口、東

T E L : 0880-31-0233

F A X : 0880-31-0660

E-mail : syuryo@hata-koiki.com

18 留意事項

- ・ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- ・ 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員又は一般社団法人幡多広域観光協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

F A X 送信票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務説明会参加申込

平成 年 月 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛承 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

平成 27 年 9 月 25 日 (金) に開催する、幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務にか
かる説明会に参加します。

(注意)

※説明会に参加を希望する事業者は、平成 27 年 9 月 24 日 (木) 15 時までに送信す
ること

※ 1 事業者 1 名まで参加可能

※説明会に参加しなくても、本プロポーザルへの参加は可能

F A X 送信票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務にかかる質疑書

平成 年 月 日

事業者名

担当者名

電話番号

質疑事項

(注意)

※質問 1 問につき 1 枚を使用し、できるだけ簡潔に記載すること。

※受付期限：平成 27 年 9 月 29 日 (火) 17 時 30 分まで

F A X 送信票 (0 8 8 0 - 3 1 - 0 6 6 0)

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務 企画提案参加申込

平成 年 月 日

一般社団法人幡多広域観光協議会
代表理事 岡村 剛承 様

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

(担当者 電話番号)

幡多広域誘客促進 PR 映像制作事業委託業務にかかるプロポーザル方式による企画提案
に参加します。